

令和元年10月19日
防災・危機管理部
防災・危機管理課
(担当：大高 029-301-2879)

令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用等について
【第5報】

1 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は4市3町に災害救助法の適用を決定するとともに、既に適用を決定した3市1町について法適用日を変更した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】 古河市 (こがし) 下妻市 (しもつまし) 鉾田市 (ほこたし) つくばみらい市 (つくばみらいし) 東茨城郡大洗町 (ひがしいばらきぐんおおあら いまち) 結城郡八千代町 (ゆうきぐんやちよまち) 猿島郡境町 (さしまぐんさかいまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
水戸市 (みとし) ひたちなか市 (ひたちなかし)	10月12日 (変更)	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	10月13日 付けで資料 提供したも の

<p>神栖市 (かみすし) 東茨城郡茨城町 (ひがしいばらきぐんいばらき まち)</p>	<p>10月12日 (変更)</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>10月14日 付けで資料 提供したも の</p>
--	------------------------	--	---

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等